

## 26年第3回定例会提出議案

### ■ 9月12日 付議事件

番 号	件 名	要 旨	付託先 委員会	議決 結果
議案第39号	平成25年度門真市水道事業剰余金の処分について	平成25年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に50,000千円、建設改良積立金に610,000千円をそれぞれ積み立てるものとする。	決算特別委員会	継続 審査
議案第40号	門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	1 要旨 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を規定するもの 2 施行日 子ども・子育て支援法の施行の日	文教常 任委員 会	可決
議案第41号	門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	1 要旨 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を規定するもの 2 施行日 子ども・子育て支援法の施行の日	文教常 任委員 会	可決
議案第42号	門真市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について	1 要旨 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、保育の必要性の認定の基準を規定するもの 2 施行日 子ども・子育て支援法の施行の日	文教常 任委員 会	可決
議案第43号	門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	1 要旨 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を規定するもの 2 施行日 子ども・子育て支援法の施行の日	文教常 任委員 会	可決
議案第44号	門真市附属機関に関する条例の一部改正について	1 要旨 (1) 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）による農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、門真市認定農業者認定委員会の担任する事務に青年等就農計画の認定に関する事務を加えるとともに、委員会の名称を変更するもの (2) 本条例の改正による委員の名称変更に伴い、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を改正する。 2 施行日 平成26年10月1日	民生常 任委員 会	可決
議案第45号	門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について	1 要旨 法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法	文教常 任委員 会	可決

		<p>律」に改正されたことに伴い、引用法律名の整備等を行うもの</p> <p>2 施行日 平成26年10月1日及び公布の日</p>														
議案第46号	門真市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について	<p>1 要旨</p> <p>(1) 法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正されたことに伴い、引用法律名の整備等を行うもの</p> <p>(2) 老人医療費助成制度の特定疾患に係る対象範囲を明確にするため、所要の字句整備を行うもの</p> <p>2 施行日</p> <p>1 (1)にあつては、平成26年10月1日及び公布の日</p> <p>1 (2)にあつては、平成27年1月1日</p>	民生常任委員会	可決												
議案第47号	門真市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について	<p>1 要旨</p> <p>法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正されたことに伴い、引用法律名の整備等を行うもの</p> <p>2 施行日 平成26年10月1日及び公布の日</p>	民生常任委員会	可決												
議案第48号	門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正について	<p>1 要旨</p> <p>(1) 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴い、入会資格を拡大するもの</p> <p>(2) 第15次住居表示の実施に伴い、門真市立砂子小学校放課後児童クラブの位置の表示の変更を行うもの</p> <p>2 施行日</p> <p>(1)にあつては、子ども・子育て支援法の施行の日</p> <p>(2)にあつては、平成26年11月22日</p>	文教常任委員会	可決												
議案第49号	門真市下水道条例の一部改正について	<p>1 要旨</p> <p>一般污水及び浴場污水の定義を明確化するもの</p> <p>2 施行日 公布の日</p>	総務建設常任委員会	可決												
議案第50号	門真市立学校設置条例の一部改正について	<p>1 要旨</p> <p>第15次住居表示の実施に伴い、門真市立砂子小学校の位置の表示の変更を行うもの</p> <p>2 施行日 平成26年11月22日</p>	文教常任委員会	可決												
議案第51号	平成26年度門真市一般会計補正予算（第2号）	<p>既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ448,152千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ53,548,152千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内容）</p> <table border="0"> <tr> <td>地方交付税・地方交付税</td> <td>75,645千円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金・国庫補助金</td> <td>54,607千円</td> </tr> <tr> <td>府支出金・府補助金</td> <td>△63,169千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金・基金繰入金</td> <td>311,675千円</td> </tr> <tr> <td>市債・市債</td> <td>△196,507千円</td> </tr> <tr> <td>繰越金・繰越金</td> <td>265,901千円</td> </tr> </table>	地方交付税・地方交付税	75,645千円	国庫支出金・国庫補助金	54,607千円	府支出金・府補助金	△63,169千円	繰入金・基金繰入金	311,675千円	市債・市債	△196,507千円	繰越金・繰越金	265,901千円	<p>総務建設常任委員会</p> <p>民生常任委員会</p> <p>文教常任委員会</p>	可決
地方交付税・地方交付税	75,645千円															
国庫支出金・国庫補助金	54,607千円															
府支出金・府補助金	△63,169千円															
繰入金・基金繰入金	311,675千円															
市債・市債	△196,507千円															
繰越金・繰越金	265,901千円															

		<p>(2) 歳出（歳出補正の内容）</p> <table> <tr> <td>総務費・総務管理費</td> <td>132,106千円</td> </tr> <tr> <td>民生費・社会福祉費</td> <td>5,426千円</td> </tr> <tr> <td>民生費・生活保護費</td> <td>237,852千円</td> </tr> <tr> <td>衛生費・保健衛生費</td> <td>58,904千円</td> </tr> <tr> <td>農林水産業費・農業費</td> <td>1,080千円</td> </tr> <tr> <td>商工費・商工費</td> <td>9,466千円</td> </tr> <tr> <td>教育費・社会教育費</td> <td>400千円</td> </tr> <tr> <td>教育費・保健体育費</td> <td>1,232千円</td> </tr> <tr> <td>予備費・予備費</td> <td>1,686千円</td> </tr> </table> <p>2 債務負担行為の補正</p> <p>(1) 追加分</p> <p>目的 人事給与システム業務委託（標準報酬制移行分）</p> <p>期間 平成27年度</p> <p>限度額 2,193千円</p> <p>目的 市民公益活動事業補助事業</p> <p>期間 平成26年度～平成27年度</p> <p>限度額 4,000千円</p> <p>目的 新規ビジネス創出支援事業委託</p> <p>期間 平成26年度～平成29年度</p> <p>限度額 19,741千円</p> <p>(2) 変更分</p> <p>目的 中小企業サポートセンター運営事業</p> <p>期間 平成26年度～平成29年度</p> <p>限度額 45,741千円→ 51,602千円</p> <p>目的 (仮称)市立総合体育館建設事業</p> <p>期間 平成27年度～平成28年度→ 平成26年度～平成28年度</p> <p>限度額 2,902,814千円→ 3,091,716千円</p> <p>3 地方債の補正</p> <p>変更分</p> <p>目的 臨時財政対策</p> <p>限度額 2,733,350千円→ 2,536,843千円</p>	総務費・総務管理費	132,106千円	民生費・社会福祉費	5,426千円	民生費・生活保護費	237,852千円	衛生費・保健衛生費	58,904千円	農林水産業費・農業費	1,080千円	商工費・商工費	9,466千円	教育費・社会教育費	400千円	教育費・保健体育費	1,232千円	予備費・予備費	1,686千円		
総務費・総務管理費	132,106千円																					
民生費・社会福祉費	5,426千円																					
民生費・生活保護費	237,852千円																					
衛生費・保健衛生費	58,904千円																					
農林水産業費・農業費	1,080千円																					
商工費・商工費	9,466千円																					
教育費・社会教育費	400千円																					
教育費・保健体育費	1,232千円																					
予備費・予備費	1,686千円																					
議案第52号	平成26年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ475千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20,925,053千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内容）</p> <table> <tr> <td>諸収入・雑入</td> <td>△475千円</td> </tr> </table> <p>(2) 歳出（歳出補正の内容）</p> <table> <tr> <td>繰上充用金・繰上充用金</td> <td>△475千円</td> </tr> </table>	諸収入・雑入	△475千円	繰上充用金・繰上充用金	△475千円	民生常任委員会	可決														
諸収入・雑入	△475千円																					
繰上充用金・繰上充用金	△475千円																					
議案第53号	平成26年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ107,984千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,991,735千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内容）</p>	総務建設常任委員会	可決																		

		繰越金・繰越金 (2) 歳出 (歳出補正の内容) 予備費・予備費	107,984千円 107,984千円		
議案第54号	平成26年度門真市水道事業会計補正予算(第1号)	既定の債務負担行為をすることができる期間を次のとおり変更する。 目的 水道料金等収納業務委託 期間 平成27年度～平成32年度 → 平成26年度～平成32年度		総務建設常任委員会	可決
議案第55号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	谷口 悦子委員の任期満了(平成26年12月13日)に伴うもの		—	同意
議案第56号	教育委員会委員の任命について	三宅 奎介委員の任期満了(平成26年9月30日)に伴うもの		—	同意
議案第57号	人権擁護委員候補者の推薦について	長嶋 悦子委員の任期満了(平成27年3月31日)に伴うもの		—	同意
認定第1号	平成25年度門真市歳入歳出決算認定について	一般会計外5会計		決算特別委員会	継続審査
認定第2号	平成25年度門真市水道事業会計決算認定について			決算特別委員会	継続審査
議員提出議案第8号	門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について  【提出者】 門真市議会議員 大倉 基文 豊北 裕子 五味 聖二 井上まり子 戸田 久和 今田 哲哉 吉水 丈晴 福田 英彦 亀井 淳	1 要旨 子育て支援をする立場から、こども医療費における通院医療費に対する助成の範囲を小学校卒業までに拡大するため、本条例案を提出するものである。 2 施行日 平成27年4月1日		—	否決

## ■ 9月26日 付議事件

議員提出議案第9号	奨学金制度の充実を求める意見書  【提出者】 門真市議会議員 土山 重樹 高橋 嘉子 平岡久美子 今田 哲哉 木津 英之	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付の第二種奨学金があり、平成24年度の貸付実績は、第一種が約40万2000人、第二種が約91万7000人となっている。 しかしながら、近年、第一種、第二種とも、貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっている。		—	可決
-----------	--	--	--	---	----

		<p>同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ「所得連動型無利子奨学金制度」を導入している。さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施しているが、これら救済制度は要件が厳しく、通常返還期限猶予期間の上限が10年間であるなど、さまざまな制限があることに対して問題点が指摘されている。</p> <p>よって政府は、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項について、強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高校生を対象とした給付型奨学金制度は拡充を行い、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。</li> <li>2 オーストラリアで実施されているような収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を、課税システムを通じて返還ができる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。</li> <li>3 授業料減免を充実させるとともに、無利子奨学金をより一層充実させること。</li> <li>4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">平成26年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 文部科学大臣 各宛て</p>		
<p>議員提出 議案第10号</p>	<p>取り調べの可視化（取り調べ全過程の録画・録音）の実現を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 春田 清子 土山 重樹 高橋 嘉子 平岡久美子 福田 英彦 今田 哲哉 木津 英之</p>	<p>いわゆる「足利事件」において、再審無罪判決を勝ち取った菅家利和氏は、無実の罪で14年間にわたり収監された。布川事件の桜井昌司氏、杉山卓男氏は、逮捕から仮釈放まで29年間にわたって自由を奪われ、無実であることが明らかとなるまで、14年近い年月を要した。さらに、本年3月再審開始決定がなされた袴田事件では、逮捕から48年目にようやく自由の身となった。これらの事件は、いずれも被疑者の「自白」が決定的な証拠となったものである。</p> <p>また、2010年9月10日には、厚労省局長であった村木厚子氏に対する虚偽有印公文書作成・同行使被告事件について、大阪地方裁判所は無罪判決を言い渡した。村木事件においては、大阪地検特捜部の担当主任検事が、証拠であるフロッピーディスクの内容を、村木氏にとって不利な内容に改ざんしたことが発覚するとともに、関係者の取り調べにおいて、当時の特捜検事らが、密室における強引な取り調べにより、供述者の記憶と異なる調書を多数作成していたことが、公判において次々と明らかとなった。</p> <p>さらに、2012年のパソコン遠隔操作事件において</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>可決</p>

		<p>は、誤認逮捕された無実の被疑者4名のうち、2名が虚偽の自白に至ったという。</p> <p>上記のごとき冤罪事件を防ぎ、取り調べを適正化するためには、取り調べの可視化（取り調べ全過程の録画・録音）が必要不可欠である。取り調べの可視化により、密室での取り調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導等による自白強要や虚偽自白を防止することができる。</p> <p>裁判員制度が導入された今日、裁判員である市民の意見を最大限反映し、裁判員裁判を円滑に実施するためには、裁判が市民にとってわかりやすいものである必要がある。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければならない。取り調べを全て録画することで、取り調べの状況が検証可能となり、これにより裁判員・裁判官が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になし得るようになる。このような見地からも、取り調べの可視化は不可欠なものである。</p> <p>本年7月9日、法制審議会に設置された「新時代の刑事司法制度特別部会」において、取り調べの可視化義務づけを含む答申案が取りまとめられた。しかしながら、今回の答申案で可視化が義務づけられることとなった裁判員裁判は全体の約2%強、検察独自捜査事件は0.1%に過ぎない。上記のごとき冤罪を繰り返さないためには、全事件を対象として、取り調べの全過程の可視化が法制化されなければならない。</p> <p>よって政府は、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」答申の趣旨を踏まえ、取り調べの可視化を法制化するとともに、近い将来において、全事件をその対象とすべく、議論・検討されるよう強く求める。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成26年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 法務大臣 各宛て 厚生労働大臣</p>		
<p>議員提出 議案第11号</p>	<p>手話言語法（仮称）の制定を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 春田 清子 土山 重樹 高橋 嘉子 平岡久美子 福田 英彦 今田 哲哉 木津 英之</p>	<p>平成18年12月に国連総会において採択され、平成20年に発効した「障害者権利条約」においては、第1条で障がい者は「固有の尊厳の尊重」が促進されるべきことが規定され、かつ一般原則において「社会への完全かつ効果的な参加とインクルージョン」が確認されている。</p> <p>翻って、私たちは日常の意思疎通の手段として「言語」を使用しており、ともすれば「表記」と「音声」が自動的に一致するものと考えがちである。しかしながら、聴覚障がい者の方々にとっては、このような前提は当然のことではなく、意思疎通において個々人の障がい特性に応じた手段選択を行わなければならない。</p>	<p>—</p>	<p>可決</p>

		<p>そのような聴覚障がい者の方々を取り巻く環境にあつて、さきの「障害者権利条約」第2条において「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語であることが国際的に認知された。</p> <p>また、国内においても平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、第3条第3項において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が定められ、同法第22条において、国及び地方公共団体に対し、障がい者の情報取得や意思疎通を図ることができるようにするため、情報提供施設の整備や意思疎通仲介者の養成・派遣等が図られるよう必要な施策を講じることが義務づけられていることから、手話を必要とする人が自由に社会に参加できる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。</p> <p>さらに、平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者を理由とする差別を受けず、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。</p> <p>よって政府は、下記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 聴覚障がい者の家族や身近な人たちに手話に関する情報提供を行うとともに、手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使用することのできる教育環境づくりを進めること。</li><li>2 手話が音声言語と同様な言語であることを広く示すとともに、国民が手話に触れ、手話を習得できるための環境づくりを進めること。</li></ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成26年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 文部科学大臣 各宛て 厚生労働大臣 内閣官房長官</p>	
--	--	--	--